

京都市告示第 277 号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第4条の規定に基づき、次の里道の路線の一部を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年10月2日

京都市長 門川大作

(指定里道)

整理番号	名称	起終点
1	吉田里0012号	左京区吉田下阿達町38番地の6地先 同町31番地の67地先
2	吉田里0013号	左京区吉田下阿達町31番地の72地先 同町31番地の12地先

(一部廃止里道)

整理番号	名称	廃止する起 廃止する終点
1	栂辻里0001号	山科区栂辻中在家町28番地の33地先 同町28番地の12地先

(建設局土木管理部道路明示課)